

岸和田高等学校 生徒心得

1 届出 願書

- (1) 学校へ
 - (ア) 入学者（転入学者を含む）は確認書、家庭環境票・誓約書を提出
 - (イ) 転・退学、休学、復学、編入学の希望は本校所定の用紙により願書を提出
 - (ウ) 住所、保護者の変更等
 - (エ) 旅行等で利用する学生割引証の発行申請
- (2) 学級担任へ
 - (ア) 欠席、欠課、遅刻、早退
 - (イ) 授業時間中（登校後から終礼まで）の外出
 - (ウ) 校外で事故のあった時（補導された、金銭を強要された、交通違反で注意を受けた時などを含む）
- (3) 関係教員へ
 - (ア) 学校施設の使用
 - (イ) 校舎、校具の破損
 - (ウ) クラブ、クラス以外のパンフレット、ビラの配布
- (4) 生活指導部へ
 - (ア) 盗難、紛失、拾得、器物破損
 - (イ) 自転車通学の許可申請
 - (ウ) 規定外の服装（ズボン、スリッパ、期間外の制服の着用など）
- (5) その他
 - (ア) 最終下校時刻は厳守しなければならない。下校時刻を延長する場合は、関係教員の許可を必要とし、その指示を受けなければならない。
 - (イ) 教室内のポスター類の掲示は当該教室の担任の許可を要する。

2 服装等

校内では指定の制服の着用のみ認める。

着用期間（原則）

5月1日～10月末日：冬服または夏服

11月1日～4月末日：冬服＋ネクタイ

3 身だしなみ

- (1) 装飾品の着用や、頭髮の染色、脱色は禁止する。その他、激しいパーマや過度な化粧をしないこと。
- (2) 気候に応じて本校指定のベスト・セーターを活用すること。
- (3) 登下校時は、制服の上着を着用したうえで、防寒着を着用してもよい。

4 校内

- (1) 自習時間は当該教室又は指示された場所で静粛に自習する。
- (2) 自転車通学を許可された場合、所定のシールを貼り、指示された場所に施錠して置く。
- (3) 屋上（東館音楽室前を含む）の使用は禁止する。
- (4) 原則として、生徒のエレベーターの使用は禁止する。
- (5) 許可された場所を除き、学校敷地内でのボール・バット・ラケット等の使用は禁止する。
- (6) 最終下校時刻は4月1日～10月末日18時、11月1日～3月末日17時30分とする。

(7) 原則、7時以前の登校は禁止する。

(8) 公共物を大切にすること。

5 校外

(1) 未成年者の立ち入りが禁止されている場所には立ち入らない。

(2) 交通規則を守り、安全に留意すること。

(3) 原動機付自転車、自動二輪、自動車での通学・制服乗車は一切認めない。(最寄り駅までも含む)

(4) 事情があってアルバイトを行う場合は、保護者とよく相談し自身の責任のもと行うこと。

6 情報通信機器の利用について

(1) スマートフォンなどの情報機器の利用には細心の注意をはかること。

(2) 他人の個人情報（画像や動画を含む）を本人の承諾なしに SNS 等に掲載しないこと。